

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

1 開会

吉澤課長

皆さま、こんにちは。

時間より少し早いのですが、皆さまお揃いでございますので、会議を始めさせていただきます。私、令和7年4月1日付けで市民生活課長として着任いたしました吉澤と申します。ご挨拶が遅くなり、大変失礼いたしました。本日はどうぞよろしくお願いたします。

それでは、会議に入ります前に、1つお願いでございます。本日、マイクのご用意はしていないところございますが、この後、会議録の作成がございますので、皆さま、ご発言の際には、なるべくゆっくりとお話をいただきますように、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、令和7年度久喜市自治基本条例推進委員会を始めさせていただきます。

久喜市自治基本条例推進委員会条例第7条第2項に規定する定足数を達しておりますので、委員会は成立しております。

また、今回の会議については、委員の皆様へ事前にお知らせいたしましたとおり、昨年に引き続きまして、試験的に会場参加とオンライン参加によるハイブリッド式という形で開催をさせていただきます。

嶋田委員におかれましては、オンラインにおいてご参加いただいているところでございます。

また、本日、鈴木委員、松下委員、高木委員より、欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

本日の傍聴者につきましても、いらっしゃらないことをここでご報告をいたしま

す。

2 あいさつ

吉澤課長

それでは、次第の2、に移らせていただきます。

浅野会長、ご挨拶をお願いいたします。

浅野会長

皆さんこんにちは。年度末のお忙しい時期にかかわらず、久喜市自治基本条例推進委員会にお集まりいただきたくと、ご案内申し上げましたところ、会場と、それからハイブリッドでオンラインにてお集まりいただきまして、ありがとうございます。

この会の趣旨からして、皆さんがどうやって、市政に有意義な参加ができるかということでございますので、皆さんの意見でそれをさらに高めていけるということが、非常によろしいかと思っております。

今日は年度末、今年度の様々な報告がございまして、ご説明いただく量が多いかと思えますけれども、皆さま方のご意見をいただくところでございますので、ぜひ率直なご意見をいただいて、有意義な会になればと思っております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

吉澤課長

浅野会長、ありがとうございました。

それでは、着座にて進めさせていただきます。

議題に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。資料につきましては事前に郵送させていただきまして、ご持参いただくようお願いをさせていただきました。

また、次第につきましては、申し訳ございませんが、差し替えということで、机の上に配布をさせていただいているところでございます。

では、確認をさせていただきます。

まず、令和7年度（2025年度）久喜市自治基本条例推進委員会次第、でございます。

続きまして、資料1-1、市民参加計画実施状況、でございます。

続きまして、資料1-2、令和6年度市民参加計画（結果）、でございます。

続きまして、資料1-3、令和7年度市民参加計画（令和8年3月5日現在）、  
でございます。

続きまして、資料1-4、令和8年度市民参加計画（案）、でございます。

続きまして、資料2-1、令和7年度（2025年度）市民参加の取組みについて、  
でございます。

続きまして、資料2-2、若い世代と市長との座談会（広報抜粋）、ございま  
す。

続きまして、資料3-1、まちづくりサポーター（市民参加推進員）について、  
でございます。

続きまして、資料3-2、まちづくりサポーター（市民参加推進員）ポスター、  
でございます。

続きまして、参考資料1、令和6年度（2024年度）市民参加実施状況及び令和7  
年度（2025年度）市民参加計画、でございます。

続きまして、参考資料2、その他の市民参加について、でございます。

続きまして、参考資料3、子どもリーフレット（わたしたちのまち 久喜 ～みん  
なですすめるまちづくり～）、でございます。

資料は以上でございます。不足はございませんでしょうか。

<確認>

### 3 議題

吉澤課長

それでは、議題の3、議題に入ります。議事の進行につきましては、久喜市自治  
基本条例推進委員会条例第7条第1項の規定により、浅野会長に議長をお願いした  
いと存じます。浅野会長、よろしく願いいたします。

浅野会長

はい。

それでは、これからしばらく私の方で議事を進行させていただきます。

以下、着座にて進めさせていただきます。

議事が円滑に進みますよう、皆さま方のご協力をお願いする次第です。

なお、議題に入ります前に、会議録の作成について、でございます。本日の会議録の署名をお願いする委員なのですけれども、お2人。お1人は瀬上康夫委員、もうひとつ方は、加藤治夫委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

（1）市民参加計画について

浅野会長

では最初に議題（1）市民参加計画についてです。事務局から説明をお願いします。

<市民参加計画について事務局より説明>

浅野会長

ただいま、事務局から市民参加計画についての説明がありましたが、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

瀬上委員

令和6年度のこれが介護認定審査会の回数が、156回開催と出ていますが、2日に1回ぐらいのペースなので、どういった内容なのか、確認させていただきたいと思います。

浅野会長

事務局、お願いします。

事務局

はい。こちらはですね、申し訳ございません、直接の担当課ではないので、詳細については申し上げられないのですけれども、こちらに書いておりますとおり、要介護認定の審査判定でございます。専門の方たちや、お医者様が同席して、介護認定の判定をさせていただいているという形かと存じます。

月に何度もいろんな地区で会場を変えて実施しておりますので、回数が増えております。

瀬上委員

ここの本庁舎だけではなくて、各行政センターでの開催も含めて、156回ということでしょうか。

様式第2号（第5条関係）

事務局	さようでございます。
瀬上委員	わかりました。
浅野会長	他にご意見、ご質問がありましたら、お願いします。
加藤（治）委員	2点あって、まず1点は事務的なことなのですが、資料1-3「令和7年度市民参加計画」の1ページ、附属機関の名称で、中ほどから下の方に「地域公共交通会議」があり、その下に「空家等対策協議会」があります。次の資料1-4「令和8年度市民参加計画（案）」の、同じところを見ますと、ここに「久喜市」と入っていますね。こういうちょっと不統一な面があるのかなと思いますが、同じものですよ。ただ、違った表現になっているかなと思うので。細かい話で申し訳ありません。直してもらえればと思います。
浅野会長	事務局、いかがでしょうか。
事務局	ご指摘ありがとうございます。確かに、不統一な部分があるかと思しますので、こちらの方で確認をさせていただき、統一する形で、対応させていただきたいと存じます。ありがとうございます。
加藤（治）委員	もう1点よろしいですか。  市民意見提出制度についてです。資料1-2「令和6年度市民参加計画（実施結果）」の4ページを見ますと、市民意見提出制度っていうのは、「市民の皆さんからの意見を求め、提出された意見を考慮し、意思決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表する」とありますね。この表を見ますと、意見を求めた内容までは書いてあるんですが、意見に対する考え方を公表するっていうことについては、ちょっとわかんないんですよ。意見の、公表制度っていうのは、施行規則をみると、広報紙とかホームページ等で、行うっていうことを書いてあるんですよ。ですから、これを、意見提出制度についてどういうふうに公表したのかとか、何で公表したのかっていうのも、記録してもらった方がいいのではないかっていうふうに思うんですね。公表して、初めて完結するっていうことになると思うんですよ。そのあたり、いかがでしょうか。

様式第2号（第5条関係）

浅野会長	事務局、お願いします。
事務局	ご意見いただきまして、ありがとうございます。  市民意見提出制度、パブリックコメントの関係だったかと思えますけれども、最後、意見に対する考え方を公表する制度でございます。公表自体は、今、画面の方にも出ておりますが、市ホームページ或いは、各公共施設にある市民参加コーナーで公表しております。その事実自体に、アピール、周知が足りていないのかなと思っておりますので、検討させていただきたいと存じます。
浅野会長	ありがとうございます。他にどうぞご意見、ご質問がありましたら、お願いします。
加藤（治）委員	私ばかりで申し訳ないんですけど、ちょっとだけ。  今の公表についてなんですけども、これホームページで見ましたらね、パブリックコメントについては令和5年度まで載っているんですよ。それより古いのは載っていないんですけど、公表の期間っていうのに、決まりがないんですか、あるんですか。
浅野会長	はい。事務局、お願いします。
事務局	ありがとうございます。こちらはですね、パブリックコメントに限定して何年という決まりはございませんが、公文書としての保存期限は、まだあります。  また、ホームページ自体をリニューアルした関係がございまして、過去のものをずっと載せておくことができないということで、令和5年度分から、現在は掲載になっております。  ただ、令和5年より前のものが一切見られないかと言いますと、国立国会図書館の方に、久喜市ホームページのアーカイブというものがございまして、こちらの方でご確認をいただけるという形にはなっておりますので、そのあたりご理解いただければと存じます。
加藤（治）委員	各課もですね、どれぐらいの期間を載せたらいいのかが、おそらくわからないと思うんですよ。

ただ、普通、公文書5年保存だったら、5年間だけ載せればいいですよとか、3年間だけでいいんですよとか、そういう決まりがあった方が、各課もやりやすいんじゃないかと思うんです。

広報紙に載せるのは、その時で終わってしまいますけど、ホームページの設定期間が決まってないなら、決められたらいいんじゃないかと思います。

浅野会長 事務局、いかがですか。

事務局 はい。ありがとうございます。それでは、内部の運用上の規定は、市役所の中で共有しておりますので、そちらを少し、ご紹介をさせていただきます。

実施結果の公表期間につきましては、ホームページでは、公表日の属する年度の翌年度の末日まで、という形で周知しております。

また、市民参加コーナーの方は、公表日から3ヶ月以上という形にはなっております。

ただ、だからといって、ホームページで言えば、翌年度の末日が来たからすぐに消してしまう、そういったこともないわけですし、あくまでも運用上の基準という形になっております。よろしく願いいたします。

浅野会長 はい。その他のご意見、ご質問はありますか。

<異議なし>

浅野会長 なければ、ありがとうございます。

## （2）市民参加の取組みについて

浅野会長 続きまして、議題（2）、市民参加の取組みについて、事務局から説明をお願いします。

<市民参加の取組みについて事務局より説明>

浅野会長 はい。ただいま事務局から、市民参加の取組みについてということでご説明をいただきました。それでご意見、ご質問があればなんですけど、最初にちょっとあらかじめ、ぜひいただきたい部分もあるので、それを先に申し上げます。

今の資料2-1の、1番目にございましたが、無作為抽出方式によるまちづくりサポーターの募集ということ初めてやっていて、700人のうち9人の登録ということで、予定より少なかったということではございましたけど、今までアプローチしなかった人にアプローチしたということがあったと思うのですが、市のこれからの取組み方として、郵送はしないということにしたということで、同じやり方がもうできない。1回やったんですけど、同じやり方はできない、ということになりました。

そこで、何か皆さま方が、それについてこういうやり方だったら、できるんじゃないかというようなご提案があれば、ぜひいただきたいところなのですが、いかがでしょうか。

無作為抽出に当たるような、そうでなくてもよいのですが、市民の方からの、今までとは違う層に対する、呼びかけなんですけど。

中野委員 質問なんですけど、広報くきに記事を書いて、登録していただいた31名の内訳というのは、若い方が多かったんですか。

事務局 はい。ありがとうございます。申し訳ございません。今、手元に細かい資料がなく、すべて内訳をお示しできず大変申しわけないんですけども、大まかには、やはり高齢層が多かった印象でございます。

中野委員 そうですよね。広報に、これは1回だけですけど、毎月載せたら、無作為抽出よりも効果がありそうな気はするんですけど、ただ広報って、うちの子どもたちは、あまり見てないし…私は見ますけど、どっちかっていうと、やっぱり層が上になっちゃうかなっていうのは感じます。

なので、並行して、何か方法があればですけど…。

郵送はしないって決まったのは、もう決まったら絶対やれないものなんですか。効果があるのがこれだったら、絶対やったほうがいいっていうことで、この前はやったわけなので。それが1回しかやっていないから、あまり反応も良なくて、やめちゃってもいいのかなっていうのもあるけど、やっぱり、継続してみないとわか

様式第2号（第5条関係）

らないところもあると思うんですけど、全体が郵送が駄目だからって、もう絶対できないのかっていう。予算が取れないっていう、そういうことですかね。

浅野会長 事務局、いかがでしょうか。

事務局 ありがとうございます。まず、絶対できないということはない、とは思われます。また、予算がない、お金がないから、というわけではなくて、考え方として、今の時代、ではないですけども、「極力紙を使わないようなやり方を全庁的に考えていきましょう」という考え方がございますので、まずはやはり、市民生活課としましても、何とか考えていきたいというところがございます。申し訳ございません。

中野委員 なんだか、わかります、すごく。

それで、今回、住所に無作為に送れたっていうのは、市民の住所の情報を持っているからできるっていう話で、じゃあ、新たに今度は市民のメールとかに送ろうってなったときには、その情報を持ってないってことですよね。だからそこが、時代が変わってるから、難しいっていうか…。

浅野会長 何かありますか。はい。

瀬上委員 私は、栗橋の行政区の区長なのですが、各行政区に依頼をする、或いはその自治会に依頼をして、そこで回覧をしてもらうとか、それも1つの方法。郵送よりは楽ですよ。

広報くきで31名現れたってことは、もうちょっと皆さんが見るような、或いは伝えられるような、内容だったらもうちょっと増えるかなっていう気がします。

中野委員 学校にお知らせとかは、だめなんですか。学校は、児童のアカウントを全部持っていますよね。全部持ってるから、メールアドレスだとしたら、小・中学生になるかな。そこがあれですけど、そのきょうだいとか。

瀬上委員 13歳以上ですから、中学生ですよ。

浅野会長 それは、お金かからないですね。

中野委員 しかも多分使ってもいい情報なのかな。どうだろう。

様式第2号（第5条関係）

天野委員	小学生は対象外なんですけれども、裾野を広げて、もうちょっと大きくなったら、こういうものがあるんだよっていうのを、試しに年に1回か何かで、小学校から何人か選抜したりすると、中学、高校もすんなり入れるんじゃないかと、思います。
中野委員	それこそ、さっき、若い世代と市長との座談会の参加者の方が言っていたみたいな、こういうことをやってみてみたいなのが、小学生向けに、漫画か何かわからないですけど、わかりやすい形で、子どもには、こういうのを市がやっているんだなあっていうのが、わかると良いかも。それを知らせていくと。
浅野会長	ほかに何かありますか。 では、私の方からですけれども、市は公式ホームページを持っていると思いますけど、若い人は、今、TikTok かインスタグラムとかで、ホームページとかには、あんまりアクセスしないと思うんですね。そういう発信方法がとれるんだったら、若い人が反応しやすいかなと思います。
中野委員	市でインスタとかやってるんですか。
事務局	やっています。
中野委員	じゃあそれでいいかもしれませんね。
竹原委員	SNSの登録者数がどれくらいかっていうのは、わかるんですか。 やっぱり結局若い人は興味がなければ、そこにあったとしても、アクセスはしないですよ。
天野委員	SNSは、高齢者よりも、若い人が見ますよね。高齢者はあんまり見ない。見る人は見るけれども。
竹原委員	結局スルーされちゃうんですよね。
中野委員	若者のイベントと絡める、とかはどうですかね。 例えば、バスケットとか何かわかんないんですけど、スポーツ関係の人気のあるものなど。
浅野会長	そうですね。他にありますか。

様式第2号（第5条関係）

竹原委員	SNS につなぐ、じゃないんですけど、今、資料3-2に、まちづくりサポーターのチラシがあったじゃないですか。ボランティア、その活動内容がアンケートの回答とかイベント参加、ボランティア活動とかっていう文字では書いてあるんですけど、なんとなくこう、イメージがしづらいとっていて。これだけだと、若い人たちには、つなげられないのかなってというのは、ちょっと思いました。具体的な写真とか画像とか動画とかが、もっとないと、若い人たちってというのは、自分でアクションがしづらいついていうか、繋がらないのかなっていう気は、ちょっとしました。
浅野会長	そうですね。まずはちょっとこのQRコードを取ってみてっていう。開いたら、情報がつく。
中野委員	そう。あと、ゆるキャラとか。
浅野会長	ほかに何かございますか。 そうしたら、もう1点。今の2-1の4のところ、先ほどご説明がありました。オンラインで会議までは今、試験的とはいえですね、ハイブリッドでやるようになってはいるんですが、傍聴について、ですね。本日も、実際傍聴者の方は来ておられないけれども。
瀬上委員	一応、席だけはあるんですね。
浅野会長	そうすると、オンラインでも傍聴できるとなった場合に、もしかしたらもっといいのかも、ということになるわけですが、ただそれにはそれなりの手間もかかりますし、テレビ放送じゃないので、一方的に流すってこともないと思いますけども、何らかの方法、或いは当面はやらなくても良いついていうのも1つの考えですが、或いはこういう方向だというようなご提案がありましたら、お願いしたいと思います。
中野委員	ちょっと質問いいですか。実際、この会議に傍聴の方が、私が参加している間に来ていたことは、今までなかったと思うんですけど、他のそういう会議では、実際にいらしているものなんですか。
事務局	率としてはかなり少ない、というふうに職員としても感じております。

例えば、今、久喜市の方で、アセットマネジメントの計画を推進しております、地元の住民の方が、ご自身に身近な施設の存続に関わるような議題などの会議には、実際に傍聴の方がいらしたということ、私どもも聞いております。

ただ、私たちが所管している、この審議会の中で、一般的に、計画を新しくします、計画を審議します、という案件では、あまり傍聴の方というのは、いらっしやらないという感覚がございます。これも正式な数字ではなく、申し訳ないのですが。

中野委員

そこで来ないから、オンラインなのか、っていうことなのか、それともオンラインにしても、そんなに關心はないのか、ちょっとわからないんですけども。

事務局

私どもとしては、せっかく昨年度の会議の中で、このハイブリッド型というものを初めてやらせていただいて、これをもし他の審議会の中で、進めていくことができたなら、例えば育児をされている30代、40代の方が、その中で、自分に興味があるものがあって、出てみようかなという、きっかけになっていただけたら良いのではないかという気持ちはあります。

一方で、庁舎内の情報を推進する部署としては、そういった会議をするのであれば、傍聴についても、聴きたいという方がいるのであれば、最初からすべてを広げて、オンライン傍聴ができるという仕組みを、つくるべきではないかという、担当課の主張がありまして。

私どもとしては、まずは試験的にいろいろやってみて、広がった後に、傍聴についても、皆さんに、という形で持っていきたい。かたや、情報担当課の立場としては、最初からやりたいという考えもあります。

そのすり合わせが、実は難しい、という部分がありましてぜひ皆さまのご意見を伺えればと思います。

「やはり最初から、それは、権利として、聴いてもらった方がいいんじゃないか」というお考えもあるでしょうし、「いや、最初から全部留めるっていうのは」というお考えもあったりするのか、その辺りを、どうしても私たちは自分サ

イドの目線になってしまうので、どういうふうにお考えなのかなというのを、今日お聞きしたくて、今回この議題の中に、入れさせていただいたところです。

中野委員

どっちの方が早くできるんですかね。なんか、遅いなっていう。やっぱり行政で何かやるって、やっぱりいろいろ決めなくちゃいけないから。わかるんですけども。で、すごく慎重に、大事にやらなくちゃいけない。あと、いろんな方から意見があるから、皆さんに、ちゃんと公平のような方法を考えたりとかっていうのはあると思うんですけど、やっぱり時間はすごいかかるなっていうのはあるので、どっちでやったほうが早いかで、どんどん進めちゃうっていう方がいいんじゃないかなって、私は思いますけど。

事務局

今、この会議ができていう状況があるので、そのオンラインの傍聴の方全員についていうところに、こだわりがなければ、もう少し進め方は、早いのではないかという印象があり、私たちはそれを進めたいと考えています。というのも、傍聴については、やはり審議会の公表に関する条例と規則がございまして、その中に、まず、定員を決めなくてはならないこと、来ていただいた方には、資料を配布するか閲覧してもらわなくてはならないことなど、会場に来ていただくことをメインに作られている決まりごとになってしまっているんで、オンライン版のものを始めるとなりましたら、まずオンライン版の場合、傍聴人の数を無制限にするのか、それとも人数制限をどのようにするのか、当日であれば直接来ていただいて、お名前をいただいて参加いただくっていう形になりますが、オンラインの場合、Zoomで、入り口をつくるという形になります。事前申し込み制になってしまいます。

そうすると、やはりそこをきっちり決めてからでないと、決まりごとを動かさない、というところがございまして、すべてを、みんなが一度に参加できるっていう形に整えてからとなりますと、まずは決まりごとをどういうふうにするのか。それができたら始めましょうというふうになってしまうので、おっしゃるとおり、今でも、もう1年お時間をいただいている状況で、さらにさらに、というふうになってしまうというような。

様式第2号（第5条関係）

中野委員	違う方法になっているかもしれないですね。
事務局	なので、そこがなかなか難しいなあ。
加藤（治）委員	聞きたいんですけど、オンラインの場合は、今ちょっと話が出ましたけど、個別に申し込みがあって、その人たちだけってことなんですかね。議会みたいに、誰でもアクセスできるわけじゃないんですね。前提は。
事務局	そうですね。今使っているこのシステムを利用して、希望があった方に見ていただくという制度を、念頭に考えております。
加藤（治）委員	オンラインであるならば、タイムフリーにもなってね、後で聴くことも観ることもできるように思う。その方がいいと思うんですよね。そのときだけじゃなくて。ただ、議会みたいにやるんだったら、個別だとちょっと難しいのかなと思うんですけど。
中野委員	ちなみに議会とかは、どうなっているんですか。国会中継みたいで、見たい人が見られる感じで、この会議も見られれば、別にかなと思うけど。
瀬上委員	行政センターにはモニターがあって、それでやっていましたけどね。それと同じ並びで、今日はこの会議やってますみたいな。それは駄目なんですか。それもとっておけば、後で時間がない人は、今日こんな会議があったから、みようかな、みたいな。
天野委員	もしかしたらそれを見て、次回は傍聴しようと思う人もいるかと思います。
中野委員	でも、自分がそれに映るとなると、ちょっと嫌かも。だから、会議への参加者は減るかも。
瀬上委員	モニターに小さく映ってほしいよね。
中野委員	そうそう。ちょっと、ちょっと何か躊躇するな。
関根副会長	しゃべるのが、やっぱりちょつとね。
中野委員	そうですね、言葉遣いとかで。
事務局	議会は「公表」という形で出しているの、「システムによって出しているもの」と、「YouTube に載せているもの」になります。それをご覧になっている方々

を、「見ている方」としている形であって、傍聴者ではないんですよね。傍聴というのは、あくまで議場に来ていただいて、聴いていただくことなので、その線引きが必要になってくるかもしれないですね。

浅野会長           そこまでの議論だと、議会でちゃんとやってもらわないと。

中野委員           そうですね。なんかね、みんなに選ばれた人が発言するのと、こういう一般の人ではね…何か、事故が起こっても怖いし。

浅野会長           だから登録してもらって、あらかじめ、一定数がわかっている、それに、どうぞ見てください、その方たちは、オンラインで資料を見られますと。というのは、会場でやる傍聴の続きぐらいの感じで、そこまでは比較的、ハードルは低い。

それ以上の公開となった場合は、おそらく、きちっとした議会での議論をしないと難しいかもしれないと思うのですが。でも、いずれにしても定員とかがっていうことだとすると、傍聴に関しての条例を変えないといけない。

事務局           そうなんです。審議会の公表に関する条例と規則も、制度をしっかりとつくって、それを改正するっていうところを踏まえないと、オンラインで傍聴していただくところにたどり着くまで、まだちょっと、制度が必要になります。公表までは、もっともっと先の話になってしまうのですが。

浅野委員           率直なかつ貴重なご意見いただけたのではないかというふうに思います。今の意見以外でも、全体のご説明に関して何か、ご意見や質問がございましたら。

オンラインで参加の嶋田委員も、何かございましたら、どうぞ。いかがですか。

嶋田委員           皆さんが言っていた意見が、そうだなっていうふうに、こちらで聞いていたんですけれども、こちらでオンラインで見ている状況では、話し声が聞こえる方の声と、聞こえない方の声があって、ちょっと聞きづらいところも多少あるんですよね。早口でしゃべっている方の話し声なんかは、ちょっと聞き取りづらかったりするので、私は字幕を出して、こちらで見ていたりするんですけれども、傍聴の方とかも、やっぱり映像は見られないけど、声だけで聞いている方もいらっしゃるでしょうし、例えば耳の聞こえない方とかも、字幕で傍聴したいっていう方も、そうい

う障がいがある方もいらっしゃると思うので、もう少し、Zoomの字幕があんまりはつきりしないところもあるので、テロップではないですけど、もう少しわかりやすく、話が見える何か仕組みがないかなと、私は思ったんですけど。

浅野会長           ありがとうございます。音声のことは、今日は1つのワイヤレスをマイクだけで拾っているんですけど、全体にはつきり聞こえさせることを優先するなら、本当はハンドマイクでまわした方が、音は良いかなと。そういう、いろいろ技術的な改善策もあることは、あると思います。ありがとうございます。

                          他の部分も含めてございましたら、いかがですか。

<異議なし>

嶋田委員           あとは、まちづくりサポーターのことなんですけれども。

浅野会長           それはちょっとこの後に…。

（3）まちづくりサポーター（市民参加推進員）について

浅野会長           よろしければ次、（3）で、まちづくりサポーターについて、の議題に移りたいと思います。よろしくお願ひします。

<まちづくりサポーター（市民参加推進員）について事務局より説明>

浅野会長           ありがとうございました。

                          ただいまの説明について、まずはご意見、ご質問がありましたらお願いします。

                          お考えいただいている間に、最初に、説明の中でもございましたが、まちづくりサポーターに感謝状等を贈呈したらということが、前のこの会議で出た意見の反映として挙げていただいていると思うんですけれども。その場合、実際どんな人にどうやったらいいかっていう、案がございました。

                          率直なところを出していただければと思います。さっき、回数とか何かいろんなものがございましたが、いかがでしょうか。

竹原委員           率直に言っているいいですか。

浅野会長           はい。

様式第2号（第5条関係）

竹原委員

何か感謝状っていうよりも、実際に自分たちの意見が形になっている方が、嬉しいかなっていう気はします。

ちょっとごめんなさい、なんかちょっとずれているかもしれないんですけど。

感謝状云々じゃないかなあっていう気が、私はちょっとしています。

例えばこのまちづくりサポーターの若い人の話にもなるんですけども、例えば何かこの活動内容さっきも見ましたが、見ているとどうしてもサブ的なイメージで、何かお手伝いみたいな感じで捉えられているのかなっていうのが、ちょっと思うんですね、自分としては。

だから、若い人達なんかも特にそうだと思うんですけど、自分たちの声ももっと、主体的に何か自分たちができるっていう場があるといいんじゃないのかなっていう気が、ちょっとしています。サブ的な感じでちょっとお手伝い感覚かなって気がちょっとしています。

浅野会長

ありがとうございます。どうぞ。

天野委員

ちょっと違うかもしれないんですけども、私的には、市長さんから、何回かお手伝いをしたり、自分の主張をしたら、何か、と言っても高いものとかないから、直々に渡してもらおう。市長さんから、日というか何時間か、時間をかけてもらって、「ありがとう」とかそういう言葉がもらえたら。「私も参加したな」、になるような気がして、私はこれに賛成したんだと思っていたんです。

それで、やり方は私もよくわかんないんですけど、まずは、今ボランティアするとボランティアカードで、どこか高校に行ったり、入学するときもこういうのが、ちょっとしたポイントになるようなこと聞いたことがあるんで、それに合わせる感じで、何か1個その会場のどこかに、スタンプがつく場所を置いて、そこに来なければつけないから来てくださいね、というのを、どうにかして調べて、そういうのがあってもいいのかな。ただ本当に、だから何って言ってもあれだから、清掃工場ができあがったら、その使用権何か、自分がやりたことができたらいいのかなとは思っています。そんな感じがどうかと思うんです。

様式第2号（第5条関係）

浅野会長	他にどうぞ。はい。
関根副会長	私もサポーターにちょっと興味があって、お聞きしたいんですけども、今、人数としては100人か、90人くらいいるんですよね。その方たちの中での意見交換みたいなものは、やられたことはありますか？
事務局	ございません。
関根副会長	そのサポーターさんの、チームというか、その集まり。その中で、こういうことをやりたいとかって意見があるんじゃないかなと思うんですね。  そのやりたいっていうことを、次、事務局としてどういうふう把握していくとか、今後はポイントのつけ方じゃないけれども、思っている活動ってというのは、そこにできたとすれば、お互いに参加している人同士も、活性化みたいなものが出てくるんだろうと思うんですが、そういうグループのサポーターメンバーの中の、話し合いみたいなものあって、それらが達成できればポイントとして上がってくるみたいなものが、何かあってもいいかなってというのは、ちょっと思いました。
浅野会長	他にどうぞ。はい。
中野委員	1つ質問で、メンバーになっている方に、今までやったことってというのは、これは、若い世代と市長との座談会は、サポーターに登録してる人に声かけたんですか、これは。
事務局	声はかけました。
中野委員	ですよね。そのメンバーの方に、この取組み、これ書いてあることは全部やったことですか。これからやること案って書いてあるんですけど、まちづくりサポーターの活用のところ、附属機関の公募委員については、皆さんに毎回お知らせをしている？すでにやっている？それとも、案でまだやってない？
事務局	はい、ありがとうございます。  案の方は、細かく言いますと、これ自体はやってはいないんです。ただ、ホームページに載っているものについては、附属機関の公募の周知というのをやっていま

す。また、ここに書いてあるのは、応募が足りない場合に、直接声掛けをするというようなイメージで書いておりますので、直接声掛け、というところまではやっております。ただ、公募委員の募集、周知については、お知らせなどをしていません。

中野委員           なるほど。そうか。そうですね。

今、関根委員さんが言われたように、メンバーの方たちが、自分はこういうものだろうと思って応募したけど、実際は違ったとか、合っていたとか。何かそういうフィードバックを、参加した人が、どういう思いで参加してきて、何がやれると思っているかっていうのを聞くと、ヒントが近いかもしれない。

あと、やれることとやれないことが、もうちょっとはっきりするかもしれないというふうに思ったことと、あとその感謝状とかのことなんですけど、このポイントっていうのがその次に出てきますけど。これは具体的には何か想定してるものとかはあるんですか。

浅野会長           事務局、いかがでしょうか。

事務局           はい。具体的な想定まではいかないのですが、埼玉県の方で県政サポーターというものがございまして、こちらの方は、ポイントをとめると、抽選で県産品や図書カードがもらえるような、ポイント制がございまして。

中野委員           健康のやつですか。

事務局           それとはまた別でございまして。

基本的には、こちらの場合は、アンケートです。埼玉県がいろいろなアンケートをするので、それに回答するとポイントになる、という形でやっております、ちょっと少し違う部分もあるかもしれませんが、1つ参考としては、こういったものを考えております。

中野委員           それを、このサポーターになってもらうために、新たに作ろうと考えているんですか。

事務局           事務局としましてはまだ、作ろうという前向きな政策としてまでは、考えており

ません。1つの選択肢としてそこにある、という程度の形にはなってしまいます。

中野委員

新たに作るとなると、また時間とかがかかるから、何か、久喜市全体でポイントが貯まる、みたいなものがあれば。それがたまったらその清掃工場だとか、そういう市のもの、あと、デマンド交通の料金がちょっとそれで安くなるとか。公共施設の借りの料金が安くなるとか、なんかそういう、無理しないでできることで割引とか。その辺の店で割引が、一番私なんかは嬉しいですけど、多分そういうのは無理だと思うので、それで、若者目線で例えばスポーツの利用施設の予約の優先権が得られるとか。そういう方向とかはどうなんでしょうか。やっぱり、お得感があんまりないと、なんか、こう、「わあ！」っと。まずは吊り上げないって感じのところ。きっかけが難しいですね。

浅野会長

私の方から。先ほど、若い世代と市長との座談会的时候には、実際は集まらなかった、無理やり集めたわけですけど、これは、もう先に市長の都合が、この日のこの時間っていうのが先にあって、来られますか、ってなっていますよね。

先ほどのまちづくりサポーターの方が、少しの人数でもね、或いは10人、20人と集まって、という機会を作るから、こっちが先に全部決めたらっていうのは無理な話で、「いくつかこのうち来られるところがあったら印つけてください。それで、この日なら15人集まるよね」とかっていう、開き方をしないと無理で、あまり行政でそういうやり方してないと思うんですけど、そういうことまで含めれば、少し集まってもらえて、でさっき言ったように、お互いの考え方、すれ違いとか、或いは言ってほしいこととかを出してもらえる機会になるのかもしれないということは、ちょっと思いますね。それで例えば20人来るなら、市長が来ればいいんですよね。

中野委員

そうですね。それを先に設定しちゃえばいいんですよね。

浅野会長

嶋田委員、先ほどご意見を言いかけていただいたことを、まちづくりサポーターについて、どうぞご発言お願いします。

嶋田委員

はい。ちょっと言いかけたことなんですけど、私事なんですけど、うちの次男

が、今度中学校に入学するにあたって、受験で、ボランティア活動が内申にのるっていうことを、ちょっと小耳に挟みまして。部活動の活動とかっていうよりはボランティアとかの方が重視されるよっていうことを、ちょっと聞いたんです。

それに関して、ボランティアとして、何をしたらいいかがわからないっていう周りの子たちの声が、ちらほらあったりするので、中学校とかのボランティアをしなければいけないなんて思ってる子たちからしたら、このまちづくりサポーターを、中学生とかに周知できるようにしていただけたら、もしかしたら中学生ぐらいの年の子たちは増えるんじゃないかなって思うんですよね。

なので、もう少し中学校などへの働きかけとかで、若い世代と市長との座談会みたいに、中学生の学校に行って、「市長と話せるよ」とか、あとはボランティアとか、内容とかをもう少し学校で説明できるように、先生たちにちょっと、お知らせをしていただくとかってしたら、もう少し増えたりとか、するのではないかなと思います。

浅野会長           ありがとうございます。そういうご意見ですね。先ほど、中学校はもともとアプローチする方法もあるということでしたから、ご検討いただければと思います。

他にございますか。

加藤（治）委員    ちょっと聞きたいんですけど、まちづくりサポーターに周知したとありますけど、どういうふうに周知したんですか。メールですか。

事務局             メールでございます。

加藤（治）委員    それぞれのメールは全部わかっているんですか。

事務局             はい。登録者の方のメールアドレスは、把握しております。

加藤（治）委員    それを使って、こういう事業があるので参加してもらえませんかという、そういう形で応募者を募集した、ということですね。

事務局             はい。

加藤（治）委員    わかりました。

浅野会長           他にございますか。

<異議なし>

浅野会長 出た意見はぜひ、参考にしていただければと思います。

（4）その他

浅野会長 それでは議題、3をそこまでといたしまして、議題の4その他について事務局から説明をお願いします。

<その他について事務局より説明>

浅野会長 ありがとうございます。ただいま、その他ということで、ご説明いただいたことについてのご意見、ご質問がありましたらお願いします。

中野委員 出前事業について募集しているということですが、どれぐらいの実績があるのですか。

事務局 出前講座につきましては、先ほどご紹介した2件となりまして、自治会の班長会に行ったものが1件と、市民大学の講座として行かせていただいたのが1件で、なかなか学校様の方に赴いての講座というのは、ございませんでした。

中野委員 なるほど。若者ターゲットだったら、学校だよな、と思います。なので、具体的に、授業計画というか、こういう授業をやりますっていうのが、もう少しあったほうがいいと思います。先生が授業の計画を立てるようなものを実際にピッと書いて、所要時間が何分とか。

あと、今、先生は余計なことをやりたがらないと思います。働き方改革がものすごく、やっぱり先生の仕事っていうのは、すごい今こう、いろいろと簡略化されているところなので、新たな負担を求めているということは非常に厳しいし、実現しないと思うので、それはこちらでやりますと、こういう説明はこちらでしますと。とにかく1時間くださいみたいな感じで進めるといいかなあっていうふうに思います。

中学校では生徒がタブレットを持っているから、リーフレットとかを送ったものをちゃんと見てもらって。そうすると活用もできるから。

小学3年生ぐらいだと、久喜の名産物であるとか、偉人であるとかいろいろと勉強する時間がありますよね。だからそういうところにも、これをやりますんでっていうふうにして売り込んでいくとか、ちょっと長いスパンですぐには登録にはならないけれども。自分の住んでいるところにはこういう、いいところがあるっていうところと一緒に、こういう活動もあるから、大きくなったら、ぜひ力を貸してくださいっていうような感じで。

浅野会長 はい、ありがとうございます。他にご意見があれば。

加藤（治）委員 こどもリーフレットの人口ですけども、令和8年にならないんですか。これ、統計局のホームページ引っ張ってくる必要はないんですかね。全国ベースと比較して、令和7年1月1日になってますけど。埼玉県内だけの数字だと、令和8年が出ますよね、と思いますけど。

事務局 もう配ってはおりますね。

浅野会長 可能な最新の数字をお願いします。

他に、どうぞ。よろしいでしょうか。ないようでしたら、以上をもちまして、本日の議事、議題はすべて終了でございます。貴重なご意見をありがとうございます。

これで私の議長の任は解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

#### 4 その他

吉澤課長 皆さまありがとうございました。

それでは続きまして次第の4、その他に移らせていただきます。

事務局の方から連絡事項がありましたら、お願いします。

事務局 委員の任期満了についてのお知らせでございます。令和8年8月6日をもって、令和6年8月7日からの2年間の任期が終了いたします。まだ任期途中ではございますが、予定では、今回の委員会が最後となる予定でございます。2年間貴重なご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

また、令和8年度には、次期の公募の委員を募集するため、広報くき及び市のホームページに掲載する予定でございますので、その際はよろしくお願いたします。なお、学識経験者、各種団体の代表の皆様には、改めてご相談させていただきたいと存じます。以上でございます。

吉澤課長                    それでは、委員の皆さまから、何かございましたら。

中野委員                    オンラインの方は、いいんですか。

吉澤課長                    嶋田委員、恐れ入りますが、今日のオンラインの会議の感想等を一言いただけますとありがたいのですが、いかがでしょうか。

嶋田委員                    はい。そうですね。私も実際そちらに行って、会議に参加したかったですけれども、ちょっとオンラインで出てくれないかということで、オンラインで、会議に出させていただいたんですけれども、やはり子どもがいるので、ちょっと映像を出したり、声を出すことは、なかなか難しいところではあったんで、オンラインはありがたいんですけれども、やはり皆さんがしゃべって臨場感ある中で、意見をするのがなかなか難しいというか、そちらの意見を聞きながら、こちらで意見するっていうのはちょっと音声上ちょっと無理があるので、もう少し、ちょっと臨場感ある中でちょっとお話したかったなっていうのがありました。

吉澤課長                    ありがとうございます。今後また、どのようにこういったオンラインとのハイブリッドを進めていくかということをお私どもも、もっと研究させていただきたいと思っております。本日はありがとうございました。

嶋田委員                    ありがとうございます。

吉澤課長                    では、委員の皆さまから他に特によろしいでしょうか。ありがとうございます。

## 5 閉会

吉澤課長                    それでは閉会にあたりまして、関根副会長からごあいさつをいただきたいと存じます。お願いたします。

関根副会長                    はい。委員の皆さまには長時間にわたりまして、ご審議をいただきまして大変お

疲れ様でした。

今ご紹介いただいたように、任期最後の会議ということでございますが、本日予定された議題の方も、無事審議を終了することができたと思います。大変積極的なご意見、いただいたというふうに考えておりまして、誠にありがとうございました。

事務局の皆さまには、本日の意見等を、市民参加の推進のために、役立てていただきたいというふうに考えております。

委員の皆さまにおかれましては、今後の自治基本条例の趣旨の普及のために、今後ともより一層のご理解、ご協力のほどお願い申し上げたいと思います。

以上をもちまして、令和7年度の久喜市自治基本条例推進委員会を閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。

ありがとうございました。

吉澤課長

これにて、令和7年度久喜市自治基本条例推進委員会を終了させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和8年4月13日

浅野 和生

---

瀬上 康夫

---

加藤 治夫

---

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。